

公益社団法人白河・西郷広域シルバー人材センター 平成30年度 事業計画

I. 基本方針

わが国においては、少子高齢化が進展し、人口減少などを背景に労働力不足が深刻な状況となってきております。

県内においても、復興需要などの要因も加わりまして、有効求人倍率がバブル期を超え高水準（平成30年1月現在）が続いております。

政府は、労働力不足の対応策の一つとして、高齢者の就労を促すために「高齢社会対策大綱」を閣議決定いたしました。高齢者を一律に65歳以上とする考え方を見直し、健康な高齢者は「社会の担い手」となってもらうため、年齢にかかわらず、柔軟に働ける環境の整備を打ち出したものであります。

このように「生涯現役」を目指す社会において、高齢者が活躍できる就業機会を提供している、シルバー人材センターの果たす役割は、ますます重要となってきています。

当センターとしても、「地域社会の担い手」となり得るように、組織・運営体制の強化を図っていかねばなりません。本年度においても、昨年引き続き会員の拡大、各種研修により会員のスキルアップに努めて参ります。

また、昨年度「空き家管理」について、白河市及び西郷村と間で協定を締結いたしました。公益法人として、地域課題の解消の一助となるような公益性のある事業に、今後も引き続き取組み、地域に信頼され、必要とされる団体となるよう努めて参ります。

II. 事業目標値

(1) 会 員 数	730 人	(平成 29 年度実績	701 人)
(2) 受 注 件 数	3,800 件	(" 受託	3,676 件)
(3) 契 約 金 額	3 億 3,800 万円	(" 受託	2 億 8,314 万円)
		(" 派遣	3,909 万円)
(4) 就 業 率	90%	(" 受託	85%)
(5) 就業延日人員	62,000 人日	(" 受託	59,084 人日)

※平成29年度実績は、平成30年2月末時点の値です。

III. 事業計画

1 就業開拓提供事業

(1) 受託事業

会員のニーズに合わせた就業機会の確保及びセンター事業の拡充を図るた

め、引き続き推進員を配置します。また、会員の資質向上に努め、地域住民が安心して仕事を発注（依頼）できるセンター作りを推進します。

(2) 労働者派遣事業

適正就業を推進し、会員の就業先の拡大と契約額の増大を図るため、労働者派遣事業に取り組んでいきます。

(3) 独自事業

会員の就業機会の確保及び受託事業に依存しない独自の事業の取り組みを推進します。

ア 女性会員で組織する「みちのく工房」事業については、日用小物などの作品を手作りし、地域イベント等で販売を行います。

(4) 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業については、労働関係法規を遵守し、臨時的・短期的な雇用による就業又はその他軽易業務に係る就業を希望する高齢者のために有料職業紹介事業の推進を図ります。

2 相談事業

地域高齢者を対象として事務所窓口や電話などによりセンター事業及び求職・求人の相談に対応するとともに、事業内容に関する相談事業を推進します。また、会員を対象とした「就業相談会」を引き続き実施し、就業上の問題等の相談に応じます。

3 安全・適正就業推進事業

事故ゼロを目標にした安全就業を推進します。また、公益法人としての適正な契約を行うため、労働関係法規を遵守し、契約内容の確認と見直しを行い、適正就業の推進を図ります。

(1) 入会時において「ゆとり就業」のチラシを配布します。

(2) 安全対策部会委員による会員の就業先への巡回パトロールを実施し、「安全就業規則・安全就業基準」に則って安全確認・指導を実施します。

(3) 会員ミーティングにおいて就業に即した事故防止の資料を配布し、安全就業の徹底と事故防止に努めます。

(4) 各種講習・研修会等を開催し、安全就業を推進します。

(5) 自主点検表及び図面等を用いて契約内容の再点検を行い、より一層の適正就業を推進します。

(6) 同一の就業先に5年以上就業しないように適正就業を推進します。

(7) 会員の健康維持のため、年1回以上の健康診断の受診を促進し、診断結果の提出の周知に努めます。

- (8) 車両を使用する就業に係る会員に対して、安全指導の一環として講習会を行い、事故防止に努めます。
- (9) 各職群向けに「安全就業マニュアル」を作成し、事故防止に努めます。

4 普及啓発事業

センター広報をより活発に行うため、普及啓発月間や地域の各種イベント等に積極的に参加します。

- (1) パンフレット等の配布や、みちのく工房の小物販売を通して、センター事業の紹介に努めます。
- (2) 公益法人として、地域貢献のためのボランティア活動の実施や、会員・役員の口コミによるPR活動を推進します。
- (3) ホームページを通して、情報提供に努めます。
- (4) 新規会員募集については、月1回の説明会を開催し、併せてセンター事業のPRを行います。特に、女性会員の拡大と2月、3月を強調月間として位置付け重点的に取り組みます。
- (5) 「会員ひとり 一就業・一会員 紹介運動」の制度を見直し、ポイント対象をシルバー事業への貢献度に改正して、シルバー事業の振興と組織の活性化に取り組みます。

5 調査研究事業

会員の就業拡大、発注者へのサービス内容の改善・充実、さらには就業機会の開拓の方法などの調査研究を推進します。

- (1) 会員の就業意欲調査は、入会時の意識・希望調査に加えて、入会済み会員についても、会員の意識や希望職種の把握に努めます。
- (2) 事業所等の調査は、推進員が管内の事業所を訪問し、シルバー人材センターでできる仕事があるのか等を調査します。
- (3) 先進地への視察調査は、他のセンターの運営、事業内容及び組織体制に関する調査を実施し、その成果を今後のセンター運営に生かして行きます。
- (4) 「臨・短・軽」の要件が、派遣や職業紹介に限り緩和されるので、本センターの対応について、調査・研究します。

6 訓練研修事業

会員及び地域高齢者に対して、就業等に関する知識・技能の習得により資質の向上を図るための訓練研修を行い、就業機会の拡大を図ります。

(1) 入会研修

入会希望者を対象として、会員としての責務と心得やセンターの基本理念・

目的、事業内容を習得するための説明を毎月開催します。

(2) 実務研修

ア 植木・草刈・障子張り等、会員の技能・技術を高めるとともに、安全就業や後継者育成を目的とした講習会を開催します。

イ 女性会員を中心として福祉・介護・家事援助等の講習会を開催します。

ウ マナーや接客対応の向上を図るため、接遇研修を実施します。

(3) 高齢者活躍人材育成事業

主催する県シルバー人材センター連合会と協力し、事業実施により会員拡大に努めます。

IV. 法人管理運営

1 ガバナンス(内部統治)及びコンプライアンス(法令遵守)に基づく運営管理

公益法人として健全で透明性(情報公開)の高い法人運営と法令・定款・内部規程の遵守に努めます。

2 諸会議の開催

①総会	年1回
②定例理事会	年4回(5月、8月、11月、3月)
③監事監査	年2回
④組織・業務委員会	年4~6回
⑤安全・福祉対策部会	年2回
⑥編集部会	年4回
⑦地域班長会議	年1回
⑧職群班会議	年1回

3 外部監査の実施

公益法人として、会計処理の適正実施を維持させるため、会計事務所(税理士)による監査を年2回実施します。